

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条中 「管 理 課」 を 「管理課
工 場 課」 工場課」 に改める。

第3条を次のように改める。

(職員)

第3条 東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター及び東部クリーンセンター

(以下「東北部クリーンセンター等」という。)に次の職員を置く。

所長

次長

事務係長(北部クリーンセンターを除く。)

管理係長

施設係長

破砕機係長(北部クリーンセンターを除く。)

その他の職員 若干人

2 東北部クリーンセンター等に所長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第4条第1項中 「所 長」 を 「所長
課 長 2人」 課長 2人」 に改め、同条第3項中「

担当課長、」を削る。

第5条第5項中「担当課長,」を削る。

第6条第1項中「東北部, 北部, 東部クリーンセンター」を「東北部クリーンセンター等」に改め, 同条第2項中「職務を」の右に「代理し, 課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を」を加え, 同条第3項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「東北部, 北部, 東部クリーンセンター」を「東北部クリーンセンター等」に改める。

第9条中「, 担当課長」を削る。

附 則

この規則は, 平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)